

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告書

令和2年10月27日中間報告以来、現在までの経過及び結果を次のとおり報告する。

令和3年1月28日

伊東市議会議長 佐山 正 様

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

委員長 井戸 清 司

○経過及び結果

1 令和3年1月21日 委員会

まず、議題に入る前に、本委員会の協議を経て作成した政策提言の提出から半年以上が経過する中、首都圏をはじめとして、再度の緊急事態宣言が発令され、本市においても、度重なり発生するクラスター感染を契機として感染者数が急増するなど、これまでの間に感染状況が変遷していることが確認された。また、この状況を踏まえ、当局と協力体制を築く必要があるとの意見があったことから、市議会が取り得る対策として、当局に対し政策提言をする必要があるとして、新たに提言を作成することとなった。

協議の進行に当たっては、委員会を2回開催する中で、提言を作成することが確認され、また、この日の委員会の開催に当たり、各委員から事前に提出された提言事項案を一覧にまとめ、1月18日に既に配付していたことから、これを基に具体的な協議に入ることとした。

提言事項案については、一覧において分野ごとに区別し、「情報・周知・啓発」、「経済」、「観光・イベント」、「医療」、「教育」、「市の体制」の6分野とした。そして、協議の中で、分野の精査を含め、提言事項案の趣旨をそれぞれ提出委員に確認した上で、再度の分野分けを行い、集約できる案については、新たな集約案を協議・作成し、提出を見送るものについても、意見を交わす中で方向性を決定していくこととした。

委員から提案された提言事項案としては、「情報・周知・啓発」においては、飲食店等の感染症対策の徹底を促すための啓発や、市が独自に取り組む新型コロナウイルス感

染症対策奨励金の周知を図ること、感染拡大期において、不要不急の外出を控えるよう要請し、自己管理を促すこと、また、これらを地元報道機関の協力を得る中で、遺漏なく効果的に発信することなどが挙げられた。

「経済」においては、市が独自に取り組む2度目の伊東市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金について、Go To Travelが停止している期間を給付申請の対象月とすること、市内飲食店等の支援策として、市ホームページにおいてテイクアウト情報を取りまとめ、ドライブスルー形式で購入可能となるよう公共スペース等の活用をすること、医療従事者等への慰労支援と観光業の経済支援として、両者をマッチングさせて利用券等をプレゼントすること、エールクーポンの年間発行計画を立てることなどが挙げられた。

「観光・イベント」においては、イベント開催における感染症対策について、ガイドラインや運営方法等の見直しをし、これを示すとともに、十分な感染予防対策が講じられない場合には、中止や延期について再考すること、感染状況を注視し、適切なタイミングでGo To キャンペーンの再開を申し入れるための準備をしておくことなどが挙げられた。

「医療」においては、介護施設、医療機関、学校等のクラスター感染を引き起こす可能性のある施設へのスポット的検疫検査の実施をすること、ワクチン接種のスケジュールや手順等が可視化できる形を検討し、市民に迅速・的確な情報発信をするべく、国・県との連携を密にすること、今後、一斉抗原検査等を行う場合には、一層のプライバシーに配慮した受付体制を整えることなどが挙げられた。

「教育」においては、児童・生徒の体調管理カードや出欠席連絡において、マチコミアプリの機能を最大限活用し、アプリ内での管理を可能とすることで、保護者や教員の負担軽減を図ること、学校と家庭のリモート環境の整備のため、学校が整備するタブレット端末の運用等を視野に入れながら、ネット環境が整っていない家庭への対応手段を確立することなどが挙げられた。

「市の体制」においては、庁舎内での会議においてウェブ会議をさらに推進するとともに、職員の自己管理や感染症対策に対する意識づけをすることなどが挙げられた。

協議において、趣旨を確認し、集約等を行うことで、提言として提出する事項を精査した結果、これらの決定事項について、次回の委員会開催までに正副委員長において取りまとめ、委員に提言書案を提示することとし、次回委員会においては、提言書の決定

をするための最終確認を行うこととした。

次に、その他の協議事項として、次回委員会の開催日程について協議をし、第9回開催については、令和3年1月28日（木）10時からとすることで異議なく了承された。

2 令和3年1月28日 委員会

まず、議題に入る前に、前回の委員会において決定した提言事項を基に、提言書案として取りまとめ、既に委員に配付したことについて説明し、この日の協議については、内容の最終確認を本旨として協議を進めることを確認した。

提言書案については、前回委員会の精査により集約や分野の構成を再考した結果、「1 市民への情報・周知・啓発について」、「2 市内企業等の支援について」、「3 観光振興・イベント開催について」、「4 医療・健康について」、「5 教育現場での対策について」、「6 市職員の感染症対策について」、「7 国・県への要望について」の7分野となり、内容の確認については、分野ごとに進めていくこととした。また、委員長提案として、新たに提言事項案を提示したことから、これについては、趣旨説明から入り協議を経て、提言事項に加えるかどうかを諮ることとした。

「1 市民への情報・周知・啓発について」では、誹謗中傷対策としてネットパトロール係を設置することについて新たに提案をし、これに対し、誹謗中傷と発言の自由の線引きが難しいとの意見があったが、ネットパトロール係については、根拠のないうわさ話をなくすための活動として、SNS等で正しい情報発信をすることを第一義的な役割としていることが確認され、その結果、提言事項として追加することが異議なく了承された。

「2 市内企業等の支援について」では、質疑、意見ともになく、案のとおりとして異議なく了承された。

「3 観光振興・イベント開催について」では、新たな提案である「市民の健康維持及び宿泊業の支援に向けた経済循環を高めるキャンペーンの実施」について、市民向けの市内版Go To Travelとして、スポーツ等に利用できるクーポン券の発行と市内旅館やホテル等への宿泊補助をセットにする施策であるとして、内容の確認がされた。これに対し、クーポン券については、スポーツ等の利用に限らず、コロナ禍で大きく影響を受けている飲食店等でも利用ができたほうが効果があるのではないかと意見があり、協議した結果、飲食店を対象としたクーポンについては、「市内企業等の支援について」において、エールクーポンの年次発行計画を提言していることから、当

該提言に飲食店の利用に特化したクーポンの発行についてを加えることとした。

また、対象者を市民限定とすることについて、どれだけの利用を見込んでいるのかを問う旨の意見があったが、さきに市が実施した県民を対象とした伊東宿泊キャンペーンの際には、市民の利用者が約2割だったことから、一定の利用を見込むことができ、旅館等の開業状況に応じた利用形態を取ることで、効果的に経済循環を図ることができるとの説明により、了承を得た。

さらに、宿泊とクーポンの利用をセットとすることなく、どちらか一方でも利用の対象となるようにしたほうがいいのではないかとの意見があったが、Go To Travelにおける地域共通クーポンの市内限定版としての位置づけをイメージしているものの、実際に施策に取り組むこととなれば、運用に当たって、柔軟に対応することが可能であるとの結論に至った。

以上の協議を踏まえ、本提言については、新たに提言事項として追加することが異議なく了承された。

「4 医療・健康について」では、前回委員会で提示された提言事項として、「伊東市医師会が独自に設置し、運営しているPCRセンターを今後も維持していくため、運営に係る財政支援や保健師等の派遣による人的支援など、市として取り得る支援を検討、実施し、医師会の負担軽減を図る」との項目があったが、これに対する変更案として、伊東市医師会の方針や体制、今後始まるワクチン接種の状況を勘案する中で、PCRセンターの継続実施を支援する主旨の提言ではなく、市内においてPCR検査及び抗原検査が実施できる医療機関を増やす旨の内容とすることを提示し、異議なく了承された。

また、今後は、ワクチン接種のための体制へ移行することに関し、委員から、提言の作成に当たって、国や県からの情報が十分でない中、全体像がつかめていない状況で提言をすることについて、どのように理解をし、方向性を定めてよいのかと認識を確認する意見があったが、これからのワクチン接種の体制等については、詳細がつかめておらず流動的であることから、提言事項としては、円滑な実施のために（仮称）ワクチン接種対策室の設置を求め、情報発信においてスケジュールや手順等の可視化を図るなど、その体制や情報発信の手段等について、大枠で提言をすることとなるとの結論に至った。

「5 教育現場での対策について」では、学校開放事業における利用基準に関しての提言について、児童・生徒を中心としたスポーツ少年団等の活動等に支障を来すことのないよう、成人団体による一般利用とのすみ分けをし、消毒や保護者の人数制限等につ

いて、基準を再考する旨の変更案を示し、異議なく了承された。

「6 市職員の感染症対策について」では、ウェブ会議を推奨する基準について確認がされたほか、質疑等はなく、案のとおりとして異議なく了承された。

「7 国・県への要望について」では、新たに、「感染症分類の引下げ及びこれに伴う軽症者の自宅管理の方法について」として、まず趣旨の確認がされた後、提言で触れているパルスオキシメーターの配付について、他自治体の取組状況について質問があり、調べた範囲では、東京都などで配付を始めている自治体があるものの、県下においては、まだ目立った取組はない状況であることが確認された。

このほかには、感染症分類の引下げについて、新型コロナウイルス感染症が重篤性からみた危険性等が低いことを前提として、感染状況を注視する必要があるものの、医療崩壊を防ぐ手段としては必要なことであるとの意見や、パルスオキシメーターの配付については、保健所を管轄する県で配備すべきとの意見があった。

また、市議会としても、当局に提言をするのみでなく、同様の内容の意見書を国に提出し、要請していく必要があるのではないかとして意見が述べられた。

以上の協議を踏まえ、本提言については、新たに提言事項として追加することが異議なく了承された。

以上により、提言書案を示しながら、全ての項目について内容の確認を終えた後、提言書の体裁等については、正副委員長に一任することについて、了解を得た。

提言の提出については、令和3年2月1日に、議会を代表し、議長から市長に提出していただくことを予定しているとの報告をした。

また、本来であれば、委員に提言書を配付した上で、当局に提出するところであるが、2月1日を提出日として調整している事情に鑑み、委員への配付については、提言の提出後となることについて、了承を求めた。

次に、その他の協議事項として、次回委員会の開催日程について協議をし、次回については、3月定例会が目前となることから、定例会終了後を目途として、協議事項の提案を受けた後に改めて日程調整を図り、開催することとして、異議なく了承された。

これについて、委員から、柔軟な開催を要請する旨の意見があり、定例会中であっても、協議事項や情勢等に鑑み、委員から協議事項の提案があった場合には、その都度開催の可否を検討していくこととした。

また、その他の協議事項として、委員から、市議会で策定した伊東市議会新型コロナ

ウイルス等感染症対応マニュアルについて、議員によっては、マニュアルを遵守する意識が薄く、一議員がこれを守らないことにより、市民等から市議会に対する誤解が生じるのではないかと問題提起がされ、市議会が組織として決めたことを個人の解釈で守らないことは問題であるとの理解の下、必要であれば、議長から注意をしていただくなど、いま一度、マニュアルを遵守することの重要性について、認識を共有した。

以 上